

第15回 ふじみ衛生組合地元協議会 議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成23年7月29日（金）18時30分から20時20分
- 2 開催場所 新ごみ処理施設現場事務所 大会議室
- 3 委員出欠 出席 18人
出席委員 石坂卓也（会長）、伊地山和茂、小林秀行（副会長）、小林又市、小林義明、小松日出雄、嶋田一夫、清水八千代、馬部昭二、増田雅則、町田宇平、野納敏展、浜三昭（副会長）、内藤和男、澤田忍、佐藤昌一、高畑智一、長岡博之
- 4 出席者
事務局 田中實、深井恭、奥山尚、飯泉研、飯高秀男、和田良英
JFEエンジニアリング株式会社
パシフィックコンサルタンツ株式会社
- 5 傍聴者 1人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項
(1) 第14回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について
(2) 第3回ふじみ衛生組合地元協議会施設見学の結果について
- 3 協議事項
(1) ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）について
- 4 その他
(1) その他報告
・ 新ごみ処理施設建設工事進捗状況について
(2) 次回日程
- 5 閉会

【配付資料】

議事次第

【資料1】 第14回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨

【資料2】 第3回ふじみ衛生組合地元協議会施設見学の結果

【資料3】新ごみ処理施設ごみ処理量に関する資料

【資料4】三鷹市及び調布市のごみ量

【資料5】ごみ処理相互支援に関する協定書

【会議録】

18時30分 開会

1 開会

事務局 : 【配付資料の確認】

会長 : 本日、初めて司会をやらさせていただきます。是非、大勢のみなさんにご意見を述べていただき、議論を深め、その上で地域の安全を確保するようなルール、公害防止協定をつくっていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

2 報告事項

(1) 第14回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

会長 : 議事録について、何かございますか。無いようなので、このとおりによろしくお願ひします。

(2) 第3回ふじみ衛生組合地元協議会施設見学の結果について

事務局 : 資料2に、施設見学会の結果を載せてございます。施設については事前に、柳泉園と所沢市東部クリーンセンターに見学に行きたいということでご案内をしております。その結果について資料でまとめさせていただいております。

柳泉園につきましては、東久留米市、西東京市、清瀬市というこの3市の組合ということになります。

所沢市のほうは、所沢市単独で、ほかに西部があるそうなのですが、今回は東部クリーンセンターを見学してございます。

参加いただいた委員の皆様につきましては、住民の委員さん7名ということで、今回、皆様のご都合が合わなくて申しわけなかったのですが、7名のご参加をいただきました。

その結果について、次ページに質疑応答ということで、事前に送付した

ものと、当日のものをまとめさせていただいております。この辺はごらんいただければと思います。簡単に説明させていただきますと、地元協議会の項の一番最初のところで、地元住民との協定という部分でございますが、柳泉園につきましては、東久留米3自治会、これは柳泉園自体が東久留米市にございまして、そちらのほうの3自治会ということと、この柳泉園が、組織市以外の市、東村山市が敷地から境界沿いに隣接しております。そこで東村山市の6自治会が加盟した協議会をつくっているということでございます。年2回開催しているということでございます。

所沢市の東部クリーンセンターにつきましては、6自治会で、東部クリーンセンター環境整備保全委員会ということで設置されており、年2回開催しているというところでございます。

次ページをめくっていただきますと、特に特徴的なところで申しますと、車輛台数の項で、所沢市東部クリーンセンターのほうで、委託車が132台に対して、一般持込は244台とずば抜けて多くなっております。これは、持込車が多いのはなぜかという当日の質問に対して、持込車は無料ということで非常に多くなっているというご説明でございました。

この関係で、家庭ごみ有料化等の予定はないのかとの問いに、当分ないというお答えでございました。

ちなみに、柳泉園につきましては、東久留米市がまだ有料化されていないということで、西東京市と清瀬市については有料化されているというところでございます。

あと、上から3つ目の四角です。発電というところの発電効率、これは柳泉園につきましては16%ということでございますが、ふじみは一応20%ぐらいを予定しております。所沢市は12~13%というところでございます。

- S 委員 : 2枚目の質疑応答のところの最初のページの一番下段に焼却対象ごみというのがございます。その下のほうに厨芥類と書いたものが、9.5%とか、その右隣は10.1%で、この比率は、まず乾量基準なのでしょうか。そうだとしたときに、厨芥ごみというのは大体ごみの半分というふうに聞いているわけですが、もし乾量基準であれば、調布のごみなんかもこれで表現すると同じ比率ですか。

というのは、厨芥ごみに対してはいろいろな配慮がなされている。例え

ば堆肥化するとか、そういうようなことがあるのかないのかを知りたかったものですから。三鷹を含めて教えてください。

事務局 : これは乾燥ベースでございます。乾燥ベースなので厨芥類でも軽いということで比率が下がっております。ちなみに、調布市・三鷹市も、ほぼ同程度だと思いましたが、調布はちょっと多いですね。26%。三鷹は16%ぐらいですか。平成20年度多摩地域ごみ実態調査で見ますと、そんなような数値になっております。

C 委員 : 用意された質問以外に私が柳泉園のときに電波障害はどのぐらいですかと質問しました。最初、VHF、5,000軒対象にケーブル対応をしたそうです。その後、UHFになったんですけれども、30メートルぐらい、あそこは丘陵地帯になっていますから、隣を見ると、柳泉園は5ヘクタールです。はるか向こうですけれども、5,000軒というのは相当の範囲ですよ。5,000軒ケーブルテレビでやった。ここも高さが28メートルでしょう、そうですね。そうすると、電波障害が起こると思うんです。どういふ対応をされるつもりですか。

D 委員 : 事後調査というのをかけまして、アセスのほうで建物完成後、30ポイントほど測定ポイントを設けまして、それで電波障害が出ているか、出ていないかということ进行调查するという事になっております。

C 委員 : それはおかしいんじゃないですか。第5回地元協議会ぐらいのときですか、電波障害については、苦情があれば即そのうちへ行っって対応をします、こうなっています。苦情があつたうちへ行っって、そのテレビの高さから電波塔に向けて調査するんでしょう。

D 委員 : 工事中、クレーンが動いておりますと確実に影響は出るということなんです。工事協定の中にも電波障害が起こったら対応させていただきますということで、その内容で協定は結んでございます。

それから、最終的な形ができ上がった段階で、ふじみ側で測定をして、障害が出ているようでしたら対応させていただくということでございます。

C 委員 : 第8チャンネルとMX1とMX2が完全にやられているんですよ。それは工事中のクレーンだと思うんですけれども、最近では6チャンネル、61、62、63と51、52、53ですか、その影響が出ていますので、あれは明らかに煙突だと思うんですけれども、その対応はどうなんですか。

D 委員 : 先ほどから申し上げておりますとおり、工事中のものにつきましては、工

事の協定で対応させていただきたいと思っております。たしか去年の12月に既に覚書等をC委員と結ばせていただいて対策はさせていただいているはずだと思っております。

会 長 : C委員、今の回答で、まだ何か疑問がございますか。工事中の対応はきちんとしてあると思います。

C 委員 : 心配したのは、第5回地元協議会ぐらいのときに、そのうちのテレビのところで測定してくださいと言ったわけです。だから、そのとおりにやってくれるのかなと思って質問したわけです。

ついでに言えば、今、うちの周辺は、全部六本木が対策をやっているんです。だから、ケーブルテレビが全部入っているんです。それで、今もってアナログが入っています。平成25年3月までアナログが放送してくれるんです。だから、うちのテレビは半分はアナログです。ケーブルテレビ、デジタルのほうは3台あるんですけれども、それは1本だけが自分のアンテナでやっています。あとはケーブルでやっています。

だから、そういうことで、7月24日で原則的にもう撤去させている。だけど、実際はずっと入っていますので、おそらくその辺の人は撤去されたら、全部電波障害が起こります。

会 長 : では、D委員の回答、工事中も即対応すると、完成後もそういうことがないように対応するというところでございます。C委員、よろしく願いいたします。

C 委員 : はい、わかりました。

会 長 : 私もこの間、これを見に行ったら1人なんですけれども、こことは全く違う環境で、町の真ん中というよりは、ほんとうにすばらしい環境の中に2つの施設がございました。だから、そういった意味では、何だか非常に重たい気持ちで帰ってここに来ているような気持ちです。ほんとうにすばらしいんです。オオタカまで住んでいるんです。そういう地域に2つも施設があるんですね。それから、緑化施設なんかものすごいお金をかけて、やる必要があるのかというような環境なんですけれどもやっている。それに比べて、この立地条件というのは大変悪いんじゃないかと思っておりますので、ますます公害防止協定をいいものをつくっていかなければいけないなと、そういう気持ちを持って帰ってまいりました。

3 協議事項

(1) ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）について

会 長 : 協議会は、前回の続きで、今日はぜひ、これも今までの地元協議会の反省の上に立っているんですけども、話題があちこち飛んでしまって、その質問に答えるために、次回にという形で、とても話が集中できないというような印象をずっと持っておりました。それで、今日は、このごみ処理量、協定書のたたき台で言いますと、第3条、第4条にかかるところをぜひ皆様のほんとうの声をを出していただきたい、こう思います。

まず、この中にございます7万7,300トンという数字がございましたけれども、この数字の氏素性がどうなっているんだということで、前回宿題が事務局のほうに出ていたと思いますので、この説明から入っていただきまして議論を進めていきたいと思います。

事務局 : 不燃ごみに関する質問もありました。

会 長 : 不燃ごみの質問も前回いろいろあったんですが、この不燃ごみの問題というのは何回かやってきたんですが、1回では解決していないということなので、これをまたやりますと話が終わらない可能性がありますので、不燃処理施設に関しましては、別個特別に不燃処理特別の会議みたいなものをつくりまして、そこで集中して、そのための資料などを全部そろえまして、その上で議論を進めたほうが、皆様にとってわかりやすいんじゃないかと、思っているんです。不燃施設に行ったり、ごみ処理量に行ったり、話が右往左往してしまいますので、そういう不燃施設の質問がございましたら、今日は申しわけありませんが、不燃施設の問題は取り上げないで、ごみ処理量の問題に関して話を進めていきたいと思います。

C 委員 : 異議あり。においの問題についてはぜひやってください。

会 長 : においの問題も含めてやるということですか。

C 委員 : 特別に今日やってください。

会 長 : 今日はごみ処理量の問題で、時間に残余があれば、C委員の問題も取り上げてみたいと思っています。

C 委員 : 要するに、敷地内でおいをとめてください。やるのかやらないか、今日回答を出すということになっていたでしょう。それだけでいいです。

A 委員 : 議長の提案されるように、絞って論議することについては異存がありません。ただ、今、C委員から話がありましたが、私も報告で本来されるはず

だというふうに思っていたんですが、報告でも触れられていませんが、第14回議事録の10ページなんですけれども、副会長は、今のおいの問題について次に回答すると述べられているわけなんです。会長が言うように1つ1つ整理していかないと、議論が錯綜してしまって進まない。今日やるかやらないかはお任せしますが、その問題はペンディングで課題になっているということだけ確認を求めたいと思っています。

会 長 : それは、確認しております。副会長のほうで、今日しっかり答えられますか。答えられるならば若干時間をさいて話していただいても結構です。まだ用意がなければ、きちんと答えられるところで話したほうがいいと思います。

副会長 : そのようにさせていただきたいと思います。

会 長 : もう少しきちんとした回答を用意して、C委員の答えにしたいということでございます。

それでは、ごみ処理量の問題について入っていきたいと思います。

事務局 : 資料3をお開きいただきたいと思います。「新ごみ処理施設ごみ処理量」についてということでございます。全部で3ページになっているかと思えます。開いていただきまして、(3)の施設規模についてというところをごらんいただきたいと思います。そこにまず考え方が載ってございます。この施設規模についてということで、これから整理してお話をさせていただくわけですが、まずその考え方をご説明させていただきたいと思います。

この考え方につきましては、環境省の大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知ということで、これは全国に通知されたものでございますが、この通知に基づきまして、施設規模の算定の基礎となる計画目標年次ということでございますが、これは「施設の稼働予定年度の7年後を超えない範囲内で将来予測の確度、施設の耐用年数、投資効率及び今後の他の廃棄物処理施設の整備計画等を勘案して定める」ということになっておりまして、本施設の稼働年度が平成25年度でございますので、処理対象量が最大と予測される平成31年度を算定基礎ということで目標年度を定めたものでございます。

1ページ目に戻っていただきますと、基本計画目標年度、平成25年度とあります。これは実施計画を定める前、平成18年3月の話になりますが、基本計画を先に定めております。この基本計画を踏まえて実施計画の

検討に入っておりますが、実施計画を定めるときに修正をしたのが実施計画目標年度で書いてある平成25年、平成31年の数値になっております。ですから、今、結論的には実施計画は288トンの施設になっておりますが、基本計画では304トンの施設であったということでございます。実施計画目標年度のうち、平成31年が処理対象量が最大となるという予測結果がでましたので、平成31年の数値を最大値として定め、施設規模を計算した結果、288トンという施設規模になりました。ごみ処理量ですが、両市のごみを合わせると最大で7万7,300トンになるという予測でございました。

この7万7,300トンというのは、まず三鷹市のところを見ていただくと、可燃ごみ、右の備考に【1】と書いていますけれども、可燃ごみ、これは当然可燃ごみ処理施設で燃やすごみに入るわけです。それから、1つあけて【3】の粗大ごみのうちの可燃ごみ、それと、その下の粗大ごみのうちの不燃ごみと、不燃ごみという、【4】と【6】という部分です。これらのごみの処理後の残さを可燃施設で焼却をするという対象にしたものでございます。

次ページを開いていただきたいと思います。

まず、処理対象量についてということで整理してございます。今言った1つ目のポツ、可燃ごみ、これが【1】の部分です。それから可燃性粗大ごみ（再利用できないもの）、【3】、それから3つ目のポツで、不燃ごみ等の資源分選別後の可燃分及び残さ、【4】と【6】という部分です。これを下の表でまとめたものでございます。最初のページ（1）の部分から、（2）の（処理対象量の内訳）と書いた四角の表になっている部分がございますが、こちらは、その【1】と【3】と【4】と【6】をまとめた数値になっております。

三鷹市の平成31年のところをごらんいただきますと、可燃ごみが3万1,688トン、粗大ごみが可燃分が502トン、それから先ほどの表の、これは【4】と【6】の部分の80.2%が残さですという計算になっておりまして、それが2,500トンあるということでございます。それらを足しますと、三鷹市が3万4,690トン。

それから調布市が、まず可燃ごみが3万8,190トン、粗大ごみの可燃分が660トン、それから不燃ごみ等の残さが3,728トン、合わせます

と4万2,578トン。

この3万4,690トンと4万2,578トンを足したものが、一番下の両市計のところの7万7,268トン、この下のほうを四捨五入して7万7,300トンとしているというものでございます。

その下に種類として細かく書いてございますが、可燃ごみは、厨芥類、ぼろ布、紙くず、木くず、枝木等です。

それから可燃性粗大、これは木製家具の使えない部分、再利用できなかった部分です。それからふとん等ということになります。

それから、不燃ごみ等の残さということで、これはビニール系も含めた使えないものの残さでございます。

これらを含めまして、全部で7万7,268トンと定めたものでございます。

右のページの考え方は先ほど申しましたとおりでございまして、それを288トンの算定式ということであらわしたものでございます。7万7,268トンを年間稼働日数280日で割って、調整稼働率0.96で割った数字、これが1日288トンというふうに定めております。

これが施設規模についてのあらましの説明でございます。

会 長 : 何かご質問、ご意見ございますでしょうか。なければ、引き続き。

事務局 : 引き続き資料4の説明に入りたいと思います。資料4、三鷹市及び調布市のごみ量についてということで、これは過去5年間の実績データを示してほしいということでございましたので、平成18年度から平成22年度までの実績データということで、皆様方の机上に、今日、事業概要というものを配らせていただきました。もちろんこの実績数値は事業概要から抜粋したものでございます。その中で、平成22年度は暫定値ですので、下の※印の欄にも書いてありますが、今後、両市のほうで数値が変わる可能性もありますが、ほぼこの数値で間違いのないところの数値を挙げてございます。

これを先ほどの【1】、【3】、【4】と【6】という可燃ごみの処理施設のごみ量であらわした数値が、次ページのほうへめくっていただきますと、その【1】、【3】、【4】と【6】をあらわして同じ数値に直してございます。それで見ますと、結論的に申しますと、平成22年度のところでは、先ほど7万7,268トンということでございましたが、この辺は数値が大幅に減ってしまっていて、6万5,770トンになっているというところでございます。

ですから、平成22年度の実績にあてはめると、ごみ処理施設で燃やす量というのは、6万5,770トンということでございます。このような形で、数値的には、途中の経過は別としてあらわしたものでございます。

ちなみに、一般家庭ごみの有料化をおこないますと、ごみ量がかなり減るというようなことで、両市とも有料化をしているわけでございますが、調布市は平成16年4月に既に有料化を行っております。

ですから、この平成18年度からの数値は、有料化の影響で、減量になってきた数値にそのまま入っていると思っておりますが、三鷹市のほうを見ていただきますと、資料4と書いてあるものの1ページ目の資料を見ていただきますと、可燃ごみのところでは、平成21年10月から有料化を行っておりますので、極端に減っているのは平成22年度、平成21年度は途中まで無料で、途中から有料になっているということでございますから、平成22年度はすべて有料の時代になっているんです。やはり平成22年度を見ますと、数値がかなり減ってきています。先ほど言いました7万7,268トンは、三鷹市も今後有料化するという見込みの数字には一応なっていますが、この数字ではそれよりもさらに減ってきているという状況になっております。

そのような形で、三鷹市でこの数値の中で言うと、可燃ごみで言えば、平成18年度ぐらいから比較しますと、平成22年度は約7,000トンぐらい減っております。

それから、調布市でも、有料化が原因ではないのに、三鷹市よりも減っておりますして、18年度比で申しますと、3万820トン、7,900トンぐらい減っております。

この調布市が有料化が理由でもないのに何でそんなに減っているのかということでございますが、調布市では、ご案内のように、今、広域支援でごみ処理をしておりますして、自前の焼却場は今現在ございません。そうした中で、減量をするという呼びかけに対して一般家庭ごみがこうした啓発にこたえた部分で減っているというようなことがあるということをお聞きしております。

それから、調布市では特に事業系ごみが大幅に減ってきております。これは、調布市は民間業者のほうで事業系ごみを処理しているという状況で、ごみ処理手数料の料金改定を行っておりますして、その料金改定に基づいて、事

業者が調布市ではなく自己処理で行っているということでございます。それが五、六千トンあるということでございます。

このようなことで、調布市は事業系ごみの、料金改定の関係とか、ごみ減量啓発により減っている。三鷹市は有料化したということで減っているというような状況でございます。

会 長 : 7万7,300トンという数字が、第3条、第4条の中の中心的な課題になっていると思います。この後、今日は議論されてくると思いますけれども、7万7,300トンという数字を挟んで広域支援とかということも、総量規制ということで、第3条、第4条に触れられていたわけです。そういうことを議論するためにも、まずこの7万7,300トンという数字を、どんなものであるかということの説明をいただき、それを評価する上で、実態はどうなっているのかということ、今、事務局のほうから説明していただきました。

今日は事務局のほうに精緻な資料を出してほしいと、こういう折れ線グラフも後からつけ足していただきまして、わかるように非常にご苦労していただきました。あとは我々がどれだけ議論するかにかかっていると思います。

C 委員 : ちょっと教えてもらいたい。資料4です。三鷹と調布と合計が出ていますけれども、人口比に従って大体いい配分になっているんじゃないかと思うんですけども、1つだけちょっと腑に落ちないところがあるんです。

資料4の(1)の三鷹市の中の粗大ごみのうちの不燃物、21年度を見ると、1,094トンになっています。調布市のほうを見ると、251トンになっています。相当違うので、これ、粗大ごみのうちの不燃の内容に何か違いがあるんですか。

副会長 : 粗大ごみの収集方法が、三鷹市と調布市とで異なっているということ伺っております。調布市のほうは、粗大ごみを一たん前さばきをした上で、それをふじみのほうに入れていただくということがあるので、いわゆる入れ方の相違があると伺っております。

C 委員 : 4倍になっていますから、内容、例えば缶が入っているとか、鉄が入っているとか何とか、そういう、簡単でいいです。要するに、内容の種類が違うんですか。

T 委員 : 調布市では、粗大ごみは市のほうで収集をして、粗大ごみのうちの不燃の部分だけをふじみに持ってきています。そのほかの、例えばスチール缶

だとかアルミ缶だとかは、ふじみに入れないで業者に持って行って処理をしているということです。それから、粗大ごみのうち燃えるものについては、当然ふじみは焼却施設はありませんから、これは別のルートで焼却施設に直接運んでいるということです。粗大ごみの全体の量は幾らかというと、これは22年度のベースで申し上げますと、1,236トンありますから、これに対して三鷹の粗大ごみの1,772トンというのを比較していただけるといいかなと思います。ただ、人口比にはなっていません。

U 委員 : 平成25年度と平成31年度のごみ量、これが7万6,976トンであるとか、7万7,268トン、288トンとする算定根拠というのがここにあるというのはわかったんですが、この平成25年度と平成31年度の、例えば人口とか、こういったものはどういうふうに推定されていたのかというところがちょっと疑問なんです。

平成18年度の両市の合計人口が38万9,000人で、それから平成19年度は39万4,000人、それから例えば平成22年度で行くと40万1,000人。一方、ごみ量の見通しでは平成25年度では、39万8,000人とか、平成31年度が39万9,000人、むしろいわゆる過去の年度よりも人口がかなり低めに想定されている。つまり、最高値であったと思ったら、実はそうではなくて、実際この人口推定というのが、ちょっとよくわからない、どうされたのかというのが1つ。

今、ごみの焼却対象量の推移をずっとプロットして見たものを数値的に、1日1人当たりのごみ量が、例えば平成18年度は572グラム、それから平成19年度は532グラム、平成22年度になると449グラム、それが今度、ごみ量の見通しでは平成25年度、平成31年度になると530グラム、531グラムと、実際の平成19年度の数値に戻ってしまうんですね。人口推計にあたって過少な評価をしていたのではないかなということで、実際、炉の算定の数値に対して若干心配だった。もう決定値なので、これを覆すとか、そんなことではないんですが、どうもそのあたりの数値が心配になっている。

例えば、平成22年度では、6万5,770トンの年間の焼却ごみ量になっているということは、7万7,300トンの乖離で言えば、1万1,500トンからの数値になっている。つまり、これからこの1人当たりのごみ量というのが、横ばいか減るかというようなことを思うと、この1万トン

内外の数値がこの能力に対して余力がもうずっと過去、将来に渡って続くのではないかというふうに思っているんです。そのあたりはどのように推計されているのかを教えてくださいと思います。

事務局：これは先ほど申しましたように、平成20年3月の実施計画を定める段階で修正したと申しました。平成18年3月に基本計画を定めたという数値から、平成20年3月に見直しをしました。これは廃棄物処理法にごみ処理の基本計画を定めるということになっておりまして、例えば三鷹市で言うと、ごみ処理総合計画、調布市で言うと、ごみ管理基本計画というものがございしますが、それがちょうど同じ年月、平成20年3月に策定しておりまして、その計画と予測値の足並みをそろえて実施計画を定めるときに修正しております。その内容は原単位と申しまして、人口1人1日当たりのごみの排出量が修正になったということにあわせて、この数値にしたものでございます。

人口で申しますと、その後、両市の人口は、三鷹市はほぼ予想どおりの人口で推移しておりまして、今後は18万人ぐらいまで行って、その後横ばいに行くだろうと推定をしております。当時の先ほどのごみ処理総合計画にもあります数値と人口予測はそれほど変わらないんですが、特に調布市が大きく変わっております。

調布市はその後、人口の増加が著しいものがございまして、平成22年に人口の将来予測を見直しております。これは平成21年に大幅に変わってきておりますので、この表では、当然、平成21年、平成22年は実績値で入っておりますので大幅に上がっているのがわかると思います。しかし、このごみ管理基本計画は、先ほど、平成20年3月、ですから、平成21年の手前の数値で定めたものでございます。その人口推計以降、平成21年度以降に非常に大きな伸びを示してきたということで、調布市は平成22年に人口の予測を見直してございます。それで言いますと、将来予測は、平成53年まで伸び続けるだろうという予測をしております。調布市は、それが最終的には24万人ぐらいまで、あと2万人ぐらい増えるのではないかというように予測を変えています。ただ、先ほど申しましたごみ処理総合計画とごみ管理基本計画というのは、5年ごとに見直すことになっております。これは平成20年3月に定めたものでございますから、平成25年ぐらいまで、見直しが行われない。人口予測だけで言いますと、確かにそういった伸びる要素がございまして、ですから、7万7,300トンという数値が6万5,000幾つ

に下がったからというところがございますが、1つはそういった人口が2万人ぐらい伸びる要素がございます。2万人伸びますと、ごみ量から言いますと、3,000トンから4,000トンぐらいはごみが増えてくるということになります。1人当たりのごみ排出量が決まっていますので、人口が増えれば当然ごみ量が増えるということでございます。

それからもう1つ、先ほど申しましたように、調布のごみがこちらのほうで、広域支援をしていない状況で、今度はふじみで処理をすると、自前で処理するといったときのごみ量の予測というのはわからない部分が相当あります。事業系のごみの料金の設定の仕方にもよってくると思いますが、そうしたごみに戻ってくれば、もうそれで数千トン、7,000トン近くありますので、かなりのごみが増えるということも予測されます。今後はそれらを踏まえてのことになろうと思いますが、まだその予測は立てておりませんが、そういったようなことで、人口のほうは一応調布市ではそういうデータを出しております。ここでは実績でございますので、実際増えた数字を入れさせていただいているというところでございます。

A 委員 : 今の事務局の説明で、まだ十分納得したということに、なっていないんですが、資料4の傾向です、ずっと市民の努力でごみが明らかに減量されています。ただ、平成31年度の予測で総量を決めるというふうに説明されていて、今の説明だと、多分人口は調布の場合は伸びていって24万人程度になる。24万人程度になるということは、今の大体10%ぐらいが人口として増えている。しかし、ごみの減量の傾向と、それをどう考えるかということが1つ大きなポイントになると思うんですが、そのことと、例えば今の横ばいだと、もう減量は相当みんな努力して、これ以上の減量は難しい。横ばいだと考えた場合でも、ごみの総量が1人当たり同じだと考えると、6万166トンというのが、例えば10%増えたとしても6万6,000トンぐらいですよね。そうすると、平成20年とか平成19年とか、その辺の総量と変わらないと。平成31年度、そんなに減量されてきた、今までの傾向をどう評価しているのか、人口増だけなら今の問題、私の理解はちょっと間違っているのか、その辺はどんなふうに考えるのか。

事務局 : 調布市の黄色い事業概要の46ページをお開きいただきたいと思います。

46ページには、市民1人1日当たりでの排出量の推移ということで、一番上に可燃ごみというのがございます。可燃ごみのところで、家庭系、事業系

という区分けがついていると思います。事業系のところを特に見ていただきたいと思います。平成18年度からの実績データで入れさせていただきましたけれども、これが平成21年度までになっていますが、事業系が極端に減っています。1万トンが4,569トン、これは先ほど申しましたように、料金改定で、事業系は料金を20円から49円という非常に高い金額に設定してから下がっているということでございまして、極端にどんどん下がってきている。事業系は、事業者ですから採算性ということで、49円が高いからほかへ持っていくという傾向が働いているのではないかと思いますけれども、これは、ご案内のように、調布市が飛行場のところに中継所を設けています。あそこで事業系のごみの中継をして、それから最終的にはその事業系のごみは多摩ニュータウン環境組合のほうへ持っていきませんので、またさらに民間業者のほうへ持って行って処理をしていると、高くつくということも含めて、調布市では料金設定を定めておりまして、49円という、三鷹市に比べて非常に高い金額になっている。三鷹市は20円でございますが、調布市は49円ということで、この辺が非常に強く働いているのかなと思いますけれども、この数値を見ていただくだけでも、減ったものがほとんど事業系ということがいえると思います。先ほど、七千何百トン減ったというのは、そのうちのほとんどはこれに入ると思われます。

それから、一般家庭のごみも見ていただきますと、減っていることは減っているんです。千何百トン減っています。少し減っていますが、これは先ほど言いましたように、広域支援をしていただくという調布市側のPRというか、ごみ減量に関する啓発の成果ではないかとは思っていますが、そうしたお願いをしてきたということ踏まえて、市民がそういう危機意識を持ったということではないかと思えます。

これら事業系可燃ごみは、ふじみ衛生組合の新ごみ処理施設が稼働すれば、事業系ごみも一般廃棄物であれば受け付けることとなりますから、そのときの受付の仕方によって大分違ってくるのではないかという要素がございます。

それから、先ほど申しました人口の問題、調布市のほうのごみで言えば、もう1つは人口の問題というのが今度は膨らんでくるというようなことでございまして、これがまだ数値が示されておりませんので、私からここで何トン、何トンというのは言えませんが、そうしたことを勘案した意味では、

楽観視できないかなと思います。

極端な話、両市のごみは、7万7,300トン入るという予測をしていますので、7万7,300トンの両市のごみが出たら、地元協議会の協議なしでは1トンも広域支援できないということになります。今の私どもの申しました協定の中身はそういう中身に、基本的にはそれ以上受け入れるときは事前協議をしたいというような内容でございまして、7万7,300トンと予測しているのは、そこまで行くよという当初の予測です。ですから、先ほど言った減った量がすべて戻ってしまえば、1トンも受け入れる余裕はなくなるわけですがけれども、実際は280日計算、それから0.96という余裕を見ているので、若干はありますけれども、一応協定では7万7,300トンで切ったというところで、それ以上を受け入れる場合は、全体の状況を見て事前協議を申し上げたいという協定の中身になっています。

会 長 : 今、U委員、A委員のほうから質問があり、事務局のお考えは、このたたき台を前提にした上で議論を進めているわけです。そこを押さえていただきながら聞いていただければと思います。

ごみ量の評価の問題について今やっている最中でございますので、また広域支援の問題は別途議論されていくと思いますが、ごみ処理量に関して、素朴な疑問でも結構でございます。

今、事務局の説明では、調布のほうの問題点が増えるのではないかとファクターとして述べられたということでございます。それを実際どうなるかということ、まだはっきりわからないわけですがけれども、一応そういう要素があるということでございます。

事務局 : 今、調布のごみだけのことを言ったんですが、三鷹市のごみで言うと、資料4の裏面を見ていただきますと、三鷹市のほうは、平成18年度から比べますと、2万7,792トンということで、これもかなり減っているわけでございます。これは三鷹市ごみ処理総合計画の平成22年度予測では、ここまで減量予測をしておりませんで、3万1,861トンという予測でございました。ですから、計画策定時の平成20年3月時点では平成18年度は実績値ですので、平成18年度からは3万1,861トンという予測なので、有料化のことは見込んで減るという予測はしていたんですが、これも思ったより減ってきたということでございますが、平成22年度は有料化したばかりの年でございますので、かなりのそういう有料化のインセン

ティブというか、そういう誘因が働いたんだと思っておりますが、調布市の例から言っても、若干リバウンドをするということで、これも若干増えてくる可能性もございます。

会 長 : 三鷹市のほうもリバウンドがあるのではないかという説明でございました。増えるのではないかというほうの事務局の意見だと思います。

質問ですけれども、今、事業系のごみで、調布市は中継地をつくっているから、その費用分を加えて高くなっている。それは中継地が終われば、平成25年以降は減るんですか。

T 委員 : 事業系ごみは1キログラム当たり49円の料金をいただいています。新しいごみ処理施設ができた段階では、既に基地跡地にあります中継施設、積みかえ施設はなくなりますので、当然、ごみ処理にかかるコストが下がることとなりますので、それらを含めて見直すという予定にはなっております。下げるのですねではなくて、見直しますという答えでお願いします。

会 長 : それは予定なのですね。

T 委員 : そうです。当然、積みかえ施設の経費がなくなりますので、それらを含めて見直すということは、現行料金より下がっていくということになる見通しです。

会 長 : もう1つ、それは、前の料金体系に戻るといって、それも含めて検討する。

T 委員 : 料金は基本的にかかるコストを負担していただくという前提に立っておりますので、決してその前の料金体系に戻るとはなくて、今後かかる経費を想定して、その一定割合をご負担していただくということでありまして、前の料金体系にそのまま戻るといってことではありません。

会 長 : 了解しました。

ほかに疑問に思ったことは、この場で全部出し合って議論を進めていきたいと思っております。

7万7,300トンという数字を評価する出された資料は、いわゆるごみ量は減ってきているという傾向をあらわしているわけで、今後の予測として事務局のほうで、調布市の人口増、それから中継施設がなくなるという要素、それから三鷹も有料化のリバウンドがあるのではないかとか、そういうことは挙げられていると、そこまで議論が進められております。

Q 委員 : 7万7,300トンは目標にしてあるんですけれども、相互支援も必ず出てくるわけですね。今は調布がよそに出しているように。そうなった場合に、

7万7,300トンでは少な過ぎるということはないんですか。どの程度、相互援助をすることができるのか。

副会長 : 一般的に申しますと、私どもは7万7,300トンの能力という形になっておりますと、相互支援、広域支援等受け入れる場合でも、それをわざわざ超えてまで受け入れるということはよほどのことがない限りは原則的にはないと思います。当然その範囲内で、受け入れるという形が原則でございます。ただし、先ほど言ったようないわゆる天災等の場合には可能性がありますので、そういう場合にはそれを超える場合があれば、事前に協議をいたしたいという部分でございます。一般的には、これは大体の自治体もそうだと思いますけれども、そのような形になると考えております。

事務局 : それと今、7万7,300トンでは少な過ぎることはないのかということでもございましたのですが、これは協定のほうにも書かせていただいたんですが、三鷹市、調布市のごみが7万7,300トンを超えた場合、これは当然優先的にふじみ衛生組合で処理をします。これは先ほど言いましたようにちょっと余裕がある中で処理をしていくということになります。

C 委員 : こういう5カ年計画とか、実施計画と、要するに、予測を立てるんですけども、これはコンサルさんがやられた、どなたがやられたんですか。

事務局 : これはもちろんそのときのごみ処理基本計画を立てるときにコンサルに委託をして、予測の数値を出しております。

C 委員 : じゃあ、統計学を使ったわけですか。
申しわけないが、どういう数値を使ったんですか。

事務局 : 基本的にこの予測の仕方はいろいろあるかと思いますが、直近のそれまでの人口の伸び率に対して予測評価の式がございます。直線回帰法だとか、いろいろありますが、そういうような式を使って予測をするということになるかと思いますが、そのときの予測が、私、ごみ管理基本計画を担当していなかったもので、今、そこまで把握しておりません。

C 委員 : 予測と実行計画とか5カ年計画で当たらないほうが多いんですよ。だから、相当自信を持たれているんだなと、いろいろな統計学を使ったのかなと、どういう方法でやったのかなと質問したわけです。

会 長 : 7万7,300トンの議論が大分進んで大分整理されたと思います。正直言いまして、地元の我々としては、ごみはなるべく少なくしていただきたいということがやはり根底にあるわけでございますので、そういう気持ちの中

からこの資料をながめて見ながら、各委員の皆さん、発言されているのではないかと思います。

事務局 : 今、資料がございましたので、ちょっと見ますと、調布市でいうと、コーホート要因法という方法がありますが、そうした方法でやったというようなことが資料にございました。これは先ほど言った平成22年度の見直しの資料にそう書いてございまして、これはコーホート要因法というところちょっと難しいのですけれども、人口、年齢別の人口だとか、開発のものだとか、いろいろなものを考慮した上での計算式がございまして、それによって出しているということでございます。

会長 : 7万7,300トンという数字について、よろしゅうございますか。いかがでしょうか。

ないようだったら、7万7,300トンという数字をもとに広域支援の問題ということに条文上もなっておりますので、この議論を深めていきたいと思えます。

A 委員 : 計算式も専門的にわからないし、今すぐ具体的に数値の上で反論するような十分な材料があるという意味ではないんですが、住民とすれば、焼却ごみはできるだけ少なく少量であってほしいと、それは有害廃棄物の問題を含めて、それが住民の要望です。そういう立場から平成22年度の焼却処理対象量の6万5,770トンから7万7,300トンという予測は、20%を超える増加だから、ほんとうにそれぐらい伸びていくのか。これからやっぱり省エネだとか、減量とか、そういう問題意識は非常に高くなってくるわけです。実際それは想定する量ですから、今度、広域支援に移った場合に、その総量を、広域支援に行かなければその総量の問題は直接的には出た両市のごみで燃やすだけですからいいんですが、広域支援の問題になってくるとそこがひっかかってくる数字だと思っているんです。

だから、できるだけ少なくという要望を持っているということだけ申し上げて、自分も十分にいただいた資料を今の中で頭の中、分析できませんので、後でゆっくり見させてもらいますが、そういう意見を持っているということだけ申し上げておきます。

会長 : これは私のほうからも要望なんですけれども、7万7,300トンというのは、見直しというものはどう考えていらっしゃるのか、これだけ乖離していますと、ファクターが二、三個挙げられましたけれども、なかなかそ

れで納得はしてもらえないような要素もあるんじゃないかと私は思います。だから、この7万7,300トンという数字の見直してみたいな形というのは考えていないのかどうか、その点はちょっとお聞かせください。

事務局 : 現在、ごみ処理施設288トンで建設が進んでおります。この288トンのごみ処理、点検整備等をして280日計算、それから0.96の調整稼働率を見て7万7,300トンということで、この数値は変わらない。288トンでつくっています。処理能力がそれだけあるということです。

今おっしゃっている7万7,300トンというのは、受け入れの限度の数値を変えるかどうかというものです。これについては、先ほども申しましたように、かなりまだそういう要因が見えていない部分が多々あります。それをぎりぎりになるとゼロになってしまうような数値で、広域支援というものに組合がそういう協定に入っていること自体がちょっと問題視される可能性もございます。ただ、これを我々は7万7,300トン、減量努力が今、両市でこれからも働くということにしますと、そこには若干の余裕は必ず生じるという上での今回の協定案で7万7,300トンを上限とさせていただいたもので、それを超えるようなことがないように両市で減量努力をしていただくというようなことで、これからも市民の皆様を含めてそのようなことで進めてまいりたい。調布市のそうしたいろいろな要因が、人口要因、これは抑えられないものがございしますが、そうしたようなことを含めて、今後進んでいくのではないかと考えています。

もうひとつ、資料5で協定書をつけさせていただいているんですが、こちら武蔵野市との相互支援の協定でございます。前回資料提供の要望がございましたので、これも先に関連として説明させていただいてよろしいでしょうか。

会 長 : はい、よろしくお願いします。

事務局 : 資料5の協定書をごらんいただきたいと思います。これは武蔵野市と三鷹市が協定を結んだものでございまして、今までこの辺は添付させていただいておりませんが、両市のご了解をいただきましたので添付させていただいています。

裏面には、平成15年4月1日ということで協定締結日が入っておると思います。実は、武蔵野市と三鷹市は、武蔵野三鷹地区保健衛生組合という同一組合でございました。ですから、こういう協定の必要はなく相互支援

をしていたというところでございますが、平成15年3月に組合を解散したものですから、15年4月1日に新たに今までのやり方を踏襲した形で協定を結んだというふうなことでございます。この内容は、目的のところでは、緊急事態が発生した場合に、相互協力により円滑なごみ処理体制を確保するということが目的とするとしておりまして、特に第3条のところ、（支援の要請等）というところをごらんいただきたいと思います。「甲又は乙は、その管理するごみ処理施設において、前条各号に掲げる事態が発生した場合は、他方の市にごみの受入れを要請することができる」としておりまして、特に2項のほうが強くなっておりまして、「前項の要請を受けた市は、その管理するごみ処理施設におけるごみ処理能力を勘案し、特別の事情がない限り、積極的にその要請に応えなければならない」というふうにしておりまして、これはかなり強制的な条文になっております。このようなことで一応定めたものでございまして、こうした協定がもう既にあるということでございます。ですから、近隣市との協定を踏まえてというのはこの部分でございます。

今、申しました相互支援、この間申しました広域支援協定という2つの協定に基づいて、7万7,300トンまでは皆様に説明をしたところで協議をしてまいりたいというような協定の内容でございます。

会 長 : 資料5も説明していただきました。話のごみ処理量から広域支援の問題に入っておりますので、流れの中でちょうどよかったかなと思っております。

S 委員 : ごみの処理量について、7万7,300トンという施設規模がずっと話題になっているんですけども、私は、こういう値は全く今や忘れてもいい数字だと思います。

なぜかといいますと、事務局でつくっていただいたこのグラフで説明しますと、平成18年から平成22年の間に、毎年4,000トンずつ、市民が頑張っただけ減らしているわけです。事務局のお話を聞いていると、何かごみを増やす話ばかりあるんですけども、現実には両市の市民が一生懸命頑張っただけ減らしているわけです。これをそのまま平成25年まで持っていくと、5万4,000トンになります。即ち、25%ダウンです。おそらくそれはいろいろな制約があるとは思いますが、可能性は秘めているわけです。広域支援も枠があるからやるべきとか、ないからできないというのではなくて、やるべきものはやらなければならないわけ

です。私は7万7,300トンという数字に束縛されているような気がします。一たん忘れてもいい数字ではないかと思えます。我々はおそらく6万トン以下でこの設備を立ち上げるに違いないと思えます。ですから、もう忘れましょうというのが意見です。

C 委員 : ごみですから、いろいろな要素があると思うんです。有料にしたとか、例えばペットボトルはどこかに買い上げて持っていく。そのポイントポイントで要素数字が違ってくるんです。だから、そういう変動要因、特性要因というのはいろいろありまして、そういう要素をしっかりとつかんでやらないと、このように平均的に下がるかどうかわかりません。この中ではそういうポイントの要素が代替して下がってきているわけです。だから、これからそういう要素があるのかないのか、はっきり区別してやらないと、そういう統計学を使わないと、さっき言ったように5カ年計画はとんでもないほうに行ってしまうとか、実行予算、年度の計画がとんでもないほうに行ってしまうとか、そういう要素、つまり、今までどういう点で下がってきたかという要素をしっかりとつかんでおかないとだめです。

したがって、必ずしもいわゆる移動平均的に下がっていくということはありません。そういうふうには下がらせた要素があるから下がっていると私は思います。それが1点目。

2点目、相互支援ですけれども、これ、安田前三鷹市長と、なんか平成15年に結んでいます。私は15年に結んだというのを全然知らない。こんな近いのに。それらしいことは平成10年3月のごみ処理の計画書、コンサルさんがつくって調布市と三鷹市が出しているのがあるんです。平成10年3月に。そこにいわゆる武蔵野と三鷹と調布と3市でそこへ可燃物処理場をつくったらどうかという案が、ワーキンググループ、がつくっているんです。その当時からこれはあるんですね。ところが、よく見たら、平成15年。相互支援は平成15年に結んでいますよね。三鷹と武蔵野が。調布は入っていません。これ、調布はいつごろの時点で知ったんですか。

T 委員 : これは先ほど事務局が説明したように、当時の武蔵野市と三鷹市で共同処理をしていたときの名残というんですか、その当時、2市でやっていました。それを解散した後に相互で協力をしたということですから、私どもでは当時は二枚橋衛生組合で処理をしておりましたので、これをいつ知ったかというよりは、これについては、知るとか知らないとかではなくて、

当事者同士の間でなされていたということだというふうに受けとめていただけです。

C 委員 : 私は、この三鷹と武蔵野がやっていると今日初めて知りました。それで、それらしいことは、平成10年3月の焼却場建設計画の新聞発表がありましたから、そのときに安田前三鷹市長が武蔵野と三鷹と調布を一緒にやったらどうかという発想もあったわけです。それもいわゆるコンサルさんを使って、こういう問題があります、こういう問題があります、そういう中でちらっと入ってただけで、最も近い私なんか、こんなものがあつたのかと初めて知ったわけですよ。だから質問したわけです。

J 委員 : 武蔵野三鷹地区保健衛生組合といたしまして、武蔵野市と三鷹市でごみ処理を共同でやっていた。武蔵野市がごみ処理場を持つ前はそこ1カ所しかなかったわけです。武蔵野のごみと三鷹のごみが新川に入っていたんです。それから、伝染病棟も一緒にやっていました。武蔵野日赤の中なんです。ですから、伝染病棟の事業と、ごみ処理の事業をやっていたということでございます。

そして、各々が第一、第二処理場ということで、三鷹も武蔵野も1個1個ごみ処理場を持つようになりましてから、最終的には各々が独立するというので、武蔵野三鷹地区保健衛生組合が解散になった。しかしながら、ずっと第一、第二処理場でいろいろ融通していた、つまり、炉が全炉停止したときには助け合いましょうということをして、同じ一部事務組合のときは自由にできたわけです。ですけれども、独立した三鷹市と武蔵野市の行政体に分かれたわけですから、このときにきちんと結んだということで、三鷹と武蔵野の行政の問題の中で結んでいったというのが経過の実態でございます。

それからもう1つ、皆さんの中で、ごみ量の議論があつたんですが、ずっと下がり続けるというのは、それは確かに無理だと思うんです。私は、調布市は総資源化率のトップリーダーで、私どもも続いているんですけれども、今は三鷹ですと、総資源化率は43.5%なんです。調布さんは45%を超えているはずなんです。しかしながら、45%から50%、55%、どんどん伸びるかという、これはやっぱり限界があります。漸近線ですと来ると、多分そこから先がなかなか進まなくなります。

それからもう1つは、1人当たりの排出量も、人口が増えているにもか

からず総体でごみが減っている。それは1人当たりの出すごみが減っているからです。これもずっと減ってきていますけれども、私ども、800グラムを切って784グラムが平成21年度ですけれども、調布市はもっと減っているんです。750グラムとか、725グラムぐらいまで行くだろう。しかし、それより先、600グラム、550グラムと行くかという、それはやっぱり限界があるだろう。そのときには、漸近線で限界のところと人口とが掛け合わさった数値になって、やはり増える要素も残っているというのが1つです。

そういったことでは、いわゆる人口の関係、それから総資源化率、1人が出す量というようなことが複雑に絡まって、そういう量についてはずっと減り続けるということはないだろうというのが1点。

これは参考に、こんなこともあるんだなということだけ覚えておいてほしいんですが、例えば、三鷹で言いますと、平成23年1月1日現在の人口は17万6,000人余だったんです。そのときに、平成22年10月のいわゆる国勢調査の数は、18万6,000人なんです。1万人違うんです。国勢調査といわゆる住基の登録者数。それはどういうふうに動くかわかりませんが、そういうことも不確定要因としてはあるということだけ念頭に置いていただくとありがたいです。

C 委員 : 日産自動車本社があったんです。そこが何百億という収入があるわけです。ところが、それが横浜へ行ったわけです。行った途端、収入が3%下がったんです。だから、そういう特性、そういう特殊要因が必ずあるわけです。三鷹は有料にしたとか、調布は分別をやっているとか、そういう要因があって下がっていくのであって、これから確かに高畑委員が言うように、そういう要因がなければ横ばいになっていきますよ。必ずしも下がらないです。

G 委員 : この資料5の協定書について、新しい焼却炉を今度つくりますけれども、そのまま適用するということですか。

J 委員 : これは前にもここでお願いしたんですが、武蔵野市と三鷹市で相互支援をやってきた。こういう事実経過を踏まえて、これを切ってしまいますと、いわゆる三鷹、武蔵野でやっている第一処理場、第二処理場の構造上からしても、相互支援がなければ、なかなか今度は武蔵野市が立ち行かなくなりますので、ですから、そういう相互支援の精神はぜひとも生かしていた

だきたいです。

G 委員 : しかしながら、この協定書自体は三鷹市の焼却場での受け入れについての三鷹市と武蔵野市の協定であって、新焼却処理場での受け入れを念頭ににしているのではないので、新しいふじみ焼却炉での受け入れについては、無効となるので廃棄し、新たに協定することになると思う。要するに、調布市が入っていないということですから、現在の協定書はリニューアルしないといけません。それから、ふじみ衛生組合というものが入っていないのであるから、新しいものになるだろうと思います。そうであれば、そのときに検討してもらいたいのは、住民への周知という第5条について、「周辺住民等」というのがちょっと不明確ですので、「地元協議会も含む周辺住民等」というふうに明確にしてもらいたいことと、その旨を周知するのではなくて「協議する」と（これは今度の協定書の中にも入ってきますけれども）、そういうふうリニューアルするときには改めていただきたい。

会 長 : これを引き続き続けるならば、甲乙が変わりますので、公害防止協定書のような文字に変えられないかという質問だと思いますが、いかがでしょうか。2点ほどありますね。

J 委員 : 広域支援のときにもお願いをしているんですけども、この相互支援もそうなんですが、いわゆる協議をするというのではなくて、私どものほうでも調布市のごみを受け入れるときに新川の地域の住民の方々に必ず説明会を開いて、こういうことでやりますよということで周知をして、ご理解いただいた上でやっているんです。ですから、実質的な担保はされているんですが、その上では今のこちらの公害防止協定の方とのマッチングもとらなければいけませんので、その辺は協議しなければなりませんと思いますけれども、できる限り緩やかな運用をお願いしたいとは思っています。

会 長 : 今のG委員のご意見については、またこれは議論になると思います。

G 委員 : もう1つ、素朴な質問で恐縮ですけども、もし両市以外のごみを受け入れた場合に、処理費用というのは、市のほうに入ってくるのですか。それとも、ふじみ衛生組合のほうの、収入になるのですか。

J 委員 : これは相互支援で、ふじみ衛生組合と今度結ぶことになりますので、いわゆる三鷹市の収入というわけにはいかないです。あくまでも一部事務組合の施設でそのままやりますので、考えとしては、基本的にはふじみ衛生組合の収入となるかと思っています。

副会長 : 今と同じ内容でございまして、この協定によって受け入れた場合につきましては、それは今度はふじみとのかかわりになりますので、受け入れについて仮に収入、支出があった場合には、そのような形になります。

なお現在は、武蔵野市と三鷹市とは、お互いに同量のごみを炉の一斉停止をしなければいけない時期等のときに、そのような形でやり合っているということで、費用が発生をしていないというのが現状です。この協定の中での実質的な運用ではそういう流れになっています。

G 委員 : いわゆる処理費用については、この炉をつくった出資をしたところにその収入があったものは返してあげるべきだろうというふうに思います。ふじみ衛生組合がお金を借りてつくったわけではないので、そうなると、市のほうだと思います。市の財政はどちらも中身は知りませんが、財政負担軽減という意味で、両市のほうにやはりそういうものが収入として処理されるべきだろうと思います。

組合のほうに入った場合は、市の予算とは別の特別管理の形ですので不透明に思うので、やはり明朗な形のほうがいいのではないかなということ、ここで議論すべきことかどうかわかりませんが、いわゆる域外処理で収入があった場合は、それは市のほうに応分に、どういう比率で分けるか知りませんが、返すべきだろうと。それが引いては市民のほうに返ってくるということになるのだろうと思うのです。

会 長 : 議論が本質からちょっとそれているような感じもいたしますので、それはまた議論すべきところでしていただきたいと思います。

S 委員 : 私は、広域支援の是非については、その内容がどういうものであろうと、やはりこの地元協議会で協議を行い、その結論に従うということは絶対必要だろうと思います。もし必要なら、なぜそう思うのかとか、次回にでも発表したいと思います。

それで、その前に、先ほど、ごみの減量について話がありましたが、ごみの減量の予測というのは、自然現象を予測するのではなくて、実は関係者の考え方も同時に規制しているわけです。ですから、例えばリバウンドはあってはいかんことで、そういうことにならないように行政も市民もしっかり締めないといけない。だから、私は7万7,300トンを忘れたいというのは、7万7,300トンの枠があるから、ごみ減量はどうでもいいんだというふうになってはいけないので、現状を踏まえて、それよりもさらに低くするん

だということを行政と市民が協働でやりましょうという提案です。そのことをご理解いただきたい。

C 委員 : 三鷹と武蔵野と協定書があるから、これを生かそうと、そういうことでしょう。もともと広域支援のときに、いわゆるそれをどうするか、7万7,300トン、この限度だったら黙っていていいんじゃないかという案も出ていました。それで、これ、改めてこの協定書について三鷹と武蔵野と調布と協議しなきゃいけないんじゃないですか。それが1点。

それと、もし武蔵野の焼却をするんだったら、車輛動線とか、車だって増えるわけですよ。そうすると、我々にも関係するわけですよ。我々は武蔵野の車がどのくらい来るかわかりませんが、100台なら100台、1日50台なら50台、それだけ増えるわけですよ。そういうことに対して我々にちゃんと事前に説明しなければいけません。だから、この間、広域のときもそういう事態になった場合、事前に協議しましょうという約束になっているでしょう。この覚書を結んだら、7万7,300トンのときは無条件で入ってくるんですか。どうなんですか。

会 長 : その議論をすると、多分今日は終わらないと思います。

C 委員 : では、今日この協定書を出した目的は何なんですか。

会 長 : これは、前回にG委員のほうから、武蔵野市と三鷹市の間で協定書があるならば、それを具体的に見せてくださいという提案があったので出したものです。

C 委員 : どうしようかというのは次回でやるわけですか。

会 長 : 課題がいっぱい残りましたので、今日もほんとうに議論がいっぱい出ましたので、いつもこんな調子で、次回は私がしゃべると、こういう気持ちでこの場に来ていただきたいと思います。ひとつよろしくお願いします。次回は、この続きから入っていきます。

4 その他

(1) その他報告

- ・新ごみ処理施設建設工事進捗状況について

D 委員 : それでは、工事の進捗状況について説明をさせていただきます。

「ふじみ衛生組合新ごみ処理施設建設ニュース」、これのvol.34、7月号を事前に机上配付したのがあると思いますが、この裏面に建設工事進

捗状況というものがございます。この写真につきましては、7月20日、約10日ほど前のものがございます。ここに書いてあるコメントから少し現場のほうは進んでございます。この時点では煙突が約28メートルでございましたが、今日現在、約36メートルまで延びているという状況です。工事の現場の煙突以外の部分につきましては、ほぼこのような状況でございます。地上1階部分の躯体の工事、一部2階の床の鉄筋の組み立てだとかということまで現場のほうは進んでおります。

プラントの工事が始まってございまして、7月17日の日曜日にクローラクレーンの設置をさせていただきましたが、それを使いまして地下の部分に薬液のタンクであるとか、ポンプであるとか、あるいは制御盤等の搬入、据えつけも始まってございます。このニュースでは、進捗率が約15%と書かれておりますが、今現在、約16%まで伸びてございます。

工事の進捗状況についてはその辺ですが、あわせまして、2点ほど報告をさせていただきますと思います。

文章でも書かれてございますが、工事現場の西南の角地に工事の中身をモニターするテレビがついてございますが、これにつきましては、東京電力が実施しております節電対策に協力するということで、9月末までにモニターテレビは消させていただいております。これが1点目です。

それから2点目。来月に入りますと、工事の協定で結んでございます8月13日の土曜日から16日まで、これについては工事は完全にお休みをさせていただきます。したがって、Aゲート、Bゲート、この辺も完全に閉鎖させていただきます。

会 長 : モニターテレビ、節電のために消してしまうのですか。

D 委員 : PRのためということも含めまして消しています。

会 長 : PRとは何ですか。

D 委員 : 節電に協力しています、そういう意味合いがあります。

会 長 : つけていただいて、通る人が見ているだけでも違うんじゃないですか。私はふじみ衛生組合のPRになると思うよ。

D 委員 : モニターテレビにつきましては、JFEエンジニアリングが設置しているものでございますので、協議をさせていただきます。

(2) 次回日程

事務局 : 次回日程でございますが、次回は8月は、お休みさせていただきまして、9月21日水曜日か、28日の水曜日か、どちらかをお願いしたいと思います。

〈日程調整〉

会長 : 次回は、9月21日水曜日、午後6時半から、この場で行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

C 委員 : さっき、においの問題を今日やってくださいよと、それ、最後にやりますと、結局出来なかったのが、次回においの問題を一番にやってください。

会長 : わかりました。副会長が自信を持って、次回に答えると思います。
J 委員、何かありますか。

J 委員 : 次回日程について、調布市、三鷹市とも9月は議会なんです。できれば、9月28日だと助かります。

〈再度、日程調整〉

会長 : では、再調整の結果9月28日、水曜日をお願いいたします。

H 委員 : 傍聴者のご意見、ありますよね。これ、できれば読みやすいように改善していただけたらありがたいです。なかなか読みにくいものがあるものから。

会長 : 傍聴者の意見をもう少しわかるようにできないかというご意見です。

H 委員 : そのまま載せてもいいのですけれども。

C 委員 : 人の書いたものを直すというのは、問題ではないか。

会長 : これまでの全部という意味ですか。

H 委員 : これからのもので結構です。

会長 : これからということですね。はい、考えてみます。

それでは、今日はお忙しいところどうもありがとうございました。

20時20分 散会